

浜松北高等学校いじめ防止基本方針

静岡県立浜松北高等学校 全日制

平成 26 年 6 月 19 日

1 いじめ防止に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「浜松北高等学校いじめ防止基本方針」は、生徒の人権と尊厳が尊重される学校づくりを推進することを目的に、「いじめ防止対策推進法」の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

(2) いじめの定義

いじめとは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置してはならない。

(4) 学校及び教職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学校生活を送ることができるように学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努める。

2 いじめ問題対策委員会

いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、「いじめ問題対策委員会」を設置し、組織的に対応する。

(1) 構成 校長・副校長・〇教頭・生徒指導部長・教務部長・保健指導部長・養護教諭

（必要に応じて当該学年主任・当該HR担任・当該部活動顧問・生徒指導部・人権教育担当・教育相談担当・カウンセラー等が加わる。）

(2) 取組 ①学校いじめ防止基本方針・年間計画等の作成

②いじめに関する相談・通報への対応

③未然防止の取組

④早期発見の取組

⑤いじめが発生した場合の対応

- a 事実関係の正確な調査・把握
- b 被害生徒・加害生徒に対する指導・支援・相談等
- c 保護者との連携
- d 必要に応じて、警察等関係機関との連携

3 いじめの防止

いじめの防止のために次の対策を講じる。

- (1) 学校行事・ホームルーム活動・部活動・生徒会活動等を通じて、豊かな心を育み心の通う人間関係づくりを図る。
- (2) 保護者との連携を密にし、信頼関係を深める。
- (3) 教職員の研修を充実させ資質向上を図る。

4 いじめの早期発見

いじめの早期発見のために次の対策を講じる。

- (1) 毎日朝のSHRで健康観察を行う。
- (2) HR担任との面談を年間に複数回行う。
- (3) 教育相談体制を整備し、教育相談窓口の周知を徹底する。
- (4) 「学校生活に関するアンケート」を実施する。

5 いじめに対する措置

いじめに対しては、「いじめ問題対策委員会」が中心となり、学校として組織的に対処する。

- (1) いじめの相談を受けた場合は、速やかに事実の確認を行う。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導や懲戒、その保護者への助言等を継続的に行う。
- (3) いじめを受けた生徒に対しては、心配や不安を取り除き安心して教育を受けられるように、学校全体で支援する。
- (4) いじめを受けた生徒の保護者と、いじめを行った生徒の保護者の双方と連携し、情報を共有して解決および再発防止を図る。
- (5) 犯罪行為として扱われるべきいじめについては、教育委員会および警察署等と連携して対処する。

6 重大事態への対処

いじめにより生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当期間にわたり被害生徒が欠席を余儀なくされている場合には、直ちに静岡県教育委員会に報告し、調査を実施する主体等について協議する。学校が調査を行う場合は「いじめ問題対策委員会」が中心となって次の対処をする。

- ・ 公平性・中立性を確保し調査を行い、事実を明確にする。
- ・ 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒およびその保護者に対して、その情報を適切に提供する。
- ・ 調査結果を、静岡県教育委員会に報告する。
- ・ 調査結果に基づいて必要な措置をとる。
- ・ 報道機関に対しては、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供を心がける。

なお、学校の設置者がいじめ調査の主体になる場合には、学校は資料の提出等、調査に協力する。